

官民競争入札等監理委員会 第180回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第180回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成28年10月 5 日（水）10:04～11:26

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
 - （独）都市再生機構／UR－NETの運用支援等に関する業務
 - 刑事施設の運營業務
 - 労災ケアサポート業務
 - 労災特別介護援護事業
3. 事業の評価（案）について
 - 産業財産権研究推進事業
4. 民間競争入札の入札結果等について
 - 国有林の間伐等事業
5. 第34回公物管理等分科会 審議結果について
6. 第12回地方公共サービス小委員会 審議結果について【非公開】
7. 閉 会

○引頭委員長 皆様、おはようございます。それでは、少し定刻を過ぎましたが、第180回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、事務局より連絡事項がございますので、福島事務局長、お願いいたします。

○福島事務局長 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。前回の監理委員会で申し上げましたが、7月25日付で梅木典子委員が就任していただきました。よろしくお願いいたします。本日は初めての御出席ということですので、もし一言いただけましたらと思います。

○梅木委員 ありがとうございます。皆さん、おはようございます。7月をもちまして就任させていただきました梅木典子です。前任の関根からの引き継ぎとなります。私、公認会計士として24年間、会計監査やアドバイザー業務に従事してまいりました。こちらの小委員会には2回ほど出席させていただきましたが、まだなれないところもございまして、1日も早くなれて貢献したいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○福島事務局長 ありがとうございます。事務局からは以上でございます。

○引頭委員長 福島事務局長、ありがとうございます。

本日の議題は、議事次第のとおり、議事次第の2から6まで御議論いただきたいと思います。議事次第の6につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づき、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

それでは、本日の審議に入らせていただきます。まず、議事次第2の実施要項（案）について、4件御審議いただきたいと思います。実施要項（案）については、事業主体からの報告に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、まず「都市再生機構UR-NETの運用支援等に関する業務」について、石堂主査より御報告をお願いいたします。

○石堂委員 それでは、私から御報告させていただきます。独立行政法人都市再生機構ということでございますけれども、昔の日本住宅公団と宅地開発公団が一緒になって、この組織になっているというところでございます。

資料1-1を御覧いただきたいと思いますが、事業の概要及びこれまでの経緯ということで、平成24年に別表において新規の事業として選定されておりまして、今回は平成29年4月から34年3月までの5年間の業務について審議したということでございます。

機構全体における業務システム共通プラットフォームであるUR-NETの運用管理ということで、その主たる業務はパソコン、サーバー等の運用・維持管理業務とヘルプデスクである。これは資料の最後にカラー刷りのポンチ絵がついてございますので、それを御覧いただきたいと思いますが、この絵にありますように、システム規模としては利用者数7,500人、サーバー数155台、拠点数1,000拠点というような感じでありまして、事業費といたしましては単年度3,000万円くらいと御認識いただければと思います。

その下にありますように、主な業務内容として運用支援業務、それぞれ運用支援におけ

る管理、サーバーシステム等の稼働維持、セキュリティ対策等でごさいますて、もう1つ、右側にありますヘルプデスクが主要な業務の1つになっておるということでございます。

もう1枚カラー刷りのものがついているかと思いますが、契約状況等ということで、現在は日立製作所が受注してやっておりますて、一番右側にありますように、前回の入札時は3者参加いたしまして、いずれも入札予定価格の範囲内ということで、この3者の競争の結果、日立製作所が受注しているという状況でございます。

また資料1に戻っていただきたいと思いますが、今回の6月3日の小委員会で議論になりました点が主として2点ございました。1つは、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、仕様書は22ページにありますますが、これはよく過去の情報開示のときに議論されますように、開示内容が不足ではないかという点ではなくて、開示内容の中に、この22ページにありますように、別途締結する協定に基づき事務所及び当該備品の使用料を請負者が負担するという1項目が入っておりますて、これについて、それは賃料は応札額に含まれるものではないのかということで議論がございました。

これに対しましては、この対応にありますように、実は事務所及び備品の使用料については、労働局から、偽装請負とみなされることのないようにきちんと区分してやりなさいという指導を受けたということでございます。

御存じのとおり、受託事業者は自らの責任において業務をやりますので、労務管理上の独立、また事業運営上の独立の確保が必要だということで、このような指導があったということでございました。

平成20年度以降、原則として委託業務を当機構の事務所内で行う場合には、事務所等の使用料、これに係る備品も入ってくるわけですがけれども、それに関する協定を締結し、使用料を別途に徴収するというやり方をしているということでございます。

受注者の業務内容の独立性をきちんとするためということで、これは議論の結果、当初案のとおりとすることといたしたところでございます。

もう1点、議論になりましたのが、裏面にありますように、総合評価基準についてでございまして、全体として評価項目が少なく、配点も3段階しかないということがございまして、評価項目の内容そのものも、やや抽象的といいますか、表現が粗すぎるのではないかという議論と、もう1つは、どうもそのままいくと現行業者が有利になってしまうような点が見られるということで、その見直しを検討したということでございます。

最終的には項目内容の整理をしていただきまして、また、加点の配点についても見直しをしていただきました。現行業者に有利になるという点につきましては、仕様書に記載のない事項についても、機構に対する理解とか、あるいは機構のシステムに対する理解から、いい提案をして欲しいというような項目もございましたが、これは圧倒的に現行業者だけが書けるような感じがして、このようなものは削除ということで、全体の見直しをしていただいたということでございます。

あと、パブリックコメントの対応でございますけれども、現在の日立製作所、現行業者

から23件の意見が提出されましたが、中身的には調達仕様部分に関する要件の明確化等の事柄でありまして、7カ所修正を行ったということでございます。

私からの報告は以上でございます。

○引頭委員長 石堂主査、ありがとうございました。

ただいま御説明がありました内容につきまして、御意見、御質問等ございましたら、御発言お願いいたします。皆さん、いかがですか。

石堂主査、私から1点確認させてください。2ポツの（1）の、偽装請負という指摘を踏まえて使用料を徴収するということになったわけですが、実施要項の中にも使用料がどれぐらいかかるかとか、そのようなことは入っているのでしょうか。特に賃料のほうではいかがでしょうか。

○石堂委員 実際業務をやっていく中で、例えば備品についても、そこにあるものを、これを使うとか、そのようなことで実施の中でやっていくという話になるのかなと思いますので、予定した金額が仕様書の中で触れられていることにはなっておりません。

○引頭委員長 事務所等の使用料についてはいかがでしょうか。場所はすでに決まっていると見られますが。

○石堂委員 場所は、事務局どうですか、見当がついていることですか。

○事務局 金額については、実施要項の通しページの70ページに単価の形で出ております。90分の70です。

○引頭委員長 実施事業者もどれぐらいの負担があるかについて、事前にわかり、見積もることが可能になっているということですね。

○事務局 見積もることができます。

○引頭委員長 こうした措置によって独立性を担保していくということですね。わかりました。ありがとうございました。

○石堂委員 失礼しました。

○引頭委員長 ほかにございますか。

では、よろしいですか。それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました。実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

引き続き、実施要項（案）について御審議いただきたいと思います。

それでは、「刑事施設の運営業務」、「労災ケアサポート事業」、「労災特別介護援護事業」について、尾花主査より御報告をお願いいたします。

○尾花委員 それでは、御報告いたします。資料2-1を御覧ください。法務省矯正局による刑事施設の運営業務の実施要項（案）を審議いたしましたので、その経緯を報告いたします。

まず、業務の内容について御説明いたします。参考資料のカラー刷りのものを御覧ください。横長のものです。対象の業務としては、真ん中左、総務・警備業務、真ん中の下段

の右側、企画系・収容関連サービス業務、この２つの業務を、対象施設といたしましては、総務業務・警備業務については真ん中の地図を御覧ください。静岡刑務所、笠松刑務所に対して、企画系業務・収容関連サービス業務については黒羽刑務所、静岡刑務所、笠松刑務所に対して実施してもらうという業務でございます。

この業務につきましては、平成22年４月から平成28年３月まで、第１期事業というのが走っておりまして、こちらの事業評価も行われております。経費削減効果も2.1%や4.5%ぐらい出ておりまして、質の設定もいずれも目標が達成されております。

ただ、競争性については、こちらも参考資料の委員限りの刑事施設運營業務に係る契約状況等の推移という横長のものを御覧ください。総務・警備業務については１者応札、作業・職業訓練・教育・分類については、一応２者応札ということになっており、競争性に多少問題があるかということが指摘されております。

そこで、要項について２点大きく検討いたしました。資料２－１にお戻りください。１の加点項目というものにつきましては、要項の明確化という観点から２点検討されております。論点１については、原案では「矯正施設の出所者を雇用するなど、本事業を通じて被収容者の再犯防止に資する提案がなされている」というようなことを加点項目としておりましたが、そもそも出所者の雇用をしなければならないとすると、事業者にとって非常に負担が大きいということから、その部分を削除して、さらに「再犯防止に資する提案を求める」という、もっと広い提案を加点項目といたしました。

２点目について、論点２ですが、食材の調達については、あたかも３食を365日安定的に給与するということが加点項目のような記載になっておりましたが、それは必須項目とし、安定的な運営等その他の非常時にどのような内容を提供し得るかというところを加点項目で評価するというような修正を実施要項に加えてもらうこととしました。

大きな検討点の２点目なのですが、本業務については監理委員会から指摘を得ています。それは資料２－１の２の論点のところに記載しておりますが、複雑な根拠法令に基づく知識の習得が必要であるなど、刑事施設特有の専門性が問われ、国で実施することが適当な業務や、刑事施設特有の制約から、民間事業者のノウハウが十分に発揮できない業務があるものと認められるので、委託のあり方について検討すべきであるという指摘がされています。

これについて、矯正局は、大きく刑事施設の運營業務について見直し、明確化、整理をされております。参考資料、委員限り、A４のものなのですが、御覧ください。警備施設の運營業務、整理した業務・充実化した業務についてと題する資料です。ここで大きく丸が２つあり、整理した業務、充実化を図った業務というような整理がされています。例えばでございますが、整理した業務の庶務の中項目の名籍事務のところを御覧ください。こちらについては、刑事訴訟法の知見等の刑事施設特有の専門性が問われる刑期の計算というようなものは、民間委託になじみづらいことから、名籍業務のうち、定型的に実施できる業務のみを委託業務とすることとしたというようなことで、こちらの名籍事務の小項目

を御覧いただきますと、名籍事務のうち、入出所事務と在所証明書とを定型的に実施できる業務のみを委託業務にすることとし、このように整理がされております。

それから、本件についてパブリックコメントをいたしました但、業務内容を明確化するための意見について、6カ所適正に修正がされていることを確認いたしました。

刑事施設の運營業務についての御説明は以上となります。よろしく御願いいたします。

○引頭委員長 尾花主査、ありがとうございます。

ただいま御説明ありました内容につきまして、御意見、御質問等ございましたら、御発言御願いいたします。いかがですか。

よろしいですか。個人的な感想ですが、最後に御説明があった、縦のA4の紙で、官としてすべきものと、民に委託できるものについて、今回このように論点整理していただいて、非常にわかりやすくなったのではないかと御っております。ありがとうございます。

では、皆様、よろしいですか。それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

それでは残り2件、「労災ケアサポート事業」と「労災特別介護援護事業」につきましては、2件あわせて御報告御願いいたします。

○尾花委員 それでは、厚生労働省労働基準局による労災ケアサポート事業、これは資料3-1となります。もう1つ、同じく厚生労働省労働基準局労災特別介護援護事業、これは資料4-1となります。この2つの事業は非常に類似したところがあるので、また資料も重複いたしますので、一緒に説明させていただくことでよろしいですか。

それでは、まず労災ケアサポート事業について御説明いたします。参考資料、委員限りの横長の資料を御覧ください。こちらは重度被災労働者を対象とした施策の概要ということで、左側に訪問介護・看護ということで、原則65歳未満の被災労働者に対して労災ケアサポート事業というものを厚生労働省では実施しております。この内容としては、左下、重度被災労働者に対する訪問支援というものと、労災ホームヘルプサービスという事業が実施されております。

今度、右側を御覧ください。これは労災特別介護・援護事業といいまして、施設介護です。こちらは全国8つの施設の入所者に対して、入所者といいますのは労災特別介護施設という全国8カ所の施設に対して施設介護を行うものと、ケアプラザにおける短期滞在型介護サービスを行うもの、この2つの事業を今、厚生労働省が実施しております。

では、資料3-1にお戻りください。こちらは事業評価が6月13日の監理委員会で行われております。質についても問題なく、経費削減も14%されており、改善提案もされております。しかし、競争性において問題があるとされておりまして、資料は飛んで申しわけございません、参考資料、横長の労災ケアサポート事業に係る契約状況の推移という表を御覧ください。平成23年度から実施事業者は財団法人労災サポートセンターであり、応募者もずっと1者になっております。非常に競争性について改善の余地を検討すべき事業と

いう内容になっております。

それで、資料3-1にお戻りください。こちらは本事業についての最初の丸ですが、競争性を高めるために、全国を7ブロックに分けて分割調達の実施をしたり、複数年契約の導入等さまざまな入札要件の緩和を実施しております。また、市場化テストもいたしましたが、1者応札となっております。そこで厚生労働省も、入札説明会に参加した事業者に対してヒアリング調査を行っており、その結果、①として、事業費と一般管理費の具体的な内容の提示がないために、利益率の見込みがつかない。②業務内容、事業実施の情報が不足しているために、正確な業務量が把握できず、収益の判断がつかない。③収益を確保するためには一般管理費の比率は15%必要というような意見がございました。

これについて、厚生労働省の内部でも外部有識者の委員会の意見を踏まえながら、改善点としては今回の実施要項では、入札参加グループによる入札参加の設定や、受託事業者が変更する際の研修資料の引き継ぎの義務化や、受託事業者が変更する際の備品の引き継ぎの義務化、企画書の様式、ひな形の提示等をするような改善が行われていることを実施要項（案）で確認いたしました。

パブリックコメントも行われていますが、これについては一般的な意見であり、実施要項の修正には至っておりません。

こちらが労災ケアサポート事業の説明となります。

2番目に説明しました労災特別介護・援護事業、こちらについて御説明いたします。こちらは先ほど説明したとおり、施設介護によるもので、この事業についても6月13日の監理委員会で事業評価が行われております。質についても問題なく、コスト削減も3.8%行われており、改善提案も行われており、事業としては評価できる運営はされているものと思われま

す。先ほど申したとおり、こちらについても1者応札が問題になっておりまして、参考資料、委員限りの労災特別介護援護事業に係る契約状況の推移という資料を御覧ください。こちらから平成23年度から財団法人労災サポートセンターが継続して事業を実施しており、応札も全て1者となっております。

こちらについても、先ほどの事業と重複しますが、本事業についてということで、資料4-1の最初の丸を御覧ください。平成23年度から競争性を高めるために分割調達の実施や、8介護施設において分割の事業の実施をしたり、複数年契約の導入等さまざまな入札要件の緩和を実施しておりますが、1者応札となっているということです。

こちらについても厚生労働省が改善をするためにヒアリング調査を行ったところ、先ほどの業務と同様に、業務内容及び実績に関する情報提示の不足や実施経費の内容に関する情報開示の不足、人手不足の状況にあって、看護師、介護職員の確保と採用に伴うコストが非常に高い入札障壁となっているという意見があったということで、今回の実施要項については、主な改善点として、入札参加グループによる入札参加の設定、介護職員について条件つきで非常勤職員を導入することを認める、もしくは受託事業者が変更する際の備

品の引き継ぎを義務化する、企画書のひな形、様式等の提示、千葉施設の預り金に関する記述全削除ということがされております。

この労災特別介護援護事業について、従来より非常に問題になっていたのは、千葉施設については、不測の事態に備えて2億5,000万円程度の預り金を管理しなければいけないという業務があつて、2億5,000万円の預り金を民間事業者に管理させるということについて、非常にハードルが高くなり、また危険であるという指摘がされていたところ、今回の実施要項では、預り金の管理という業務を外したということで、1つ改善は認められていると思います。

小委員会における議論は、これらの改善点を確認するということが主として行われました。また、もう1点なのですが、こちらの事業というのはテニス施設もあるような広い介護施設の管理までしてもらおうという内容になっています。したがって、一般の人があまり入らないような広い、いわば多少公園のような場所を管理しつつ、かつ介護施設を運営するという一般の事業者にとっては何かやりにくい業務であるというようなことで、委員会では場所の管理のようなものは切り分けることはできませんかというような提案もしたのですが、これについてはまとめてやっていただくのが妥当であるということだったので、今回も一緒に業務の分割をせず、業務の内容となっております。

パブリックコメントの結果としては、実施要項の修正に至るようなものではなく、一般的な事業実施の方向性についての意見だったので、実施要項の変更には至りませんでした。

この事業は、後に問題になるかと思うのですが、委託費という形での業務実施がなされております。委託費という業務の実施方法においては、受託者の努力で経費を削減させても、残額が発生した場合は国へ返還して、不足が生じた場合には受託者が負担する仕組みとなります。そうした場合に、民間の利益が見込めないということで、公物監理委員会等でも、管理費の計上を認めてはどうか、民間に利益を見込めることを確保してはどうかという指摘がされておりました。

これに基づきまして、厚生労働省では一般管理費というものを認めることとし、それぞれ現状では15%の一般管理費を認めることとして民間の事業者にも利益の確保ができることとし、参入を広く促進したいと考えている事業のようです。

小委員会では、厚生労働省のその試みについて、妥当であるということで、本実施要項を認めた次第でございます。

以上、御検討のほどよろしくお願いします。

○引頭委員長 尾花主査、御説明ありがとうございました。

ただいま御説明ありました2つの実施要項（案）につきまして、御意見、御質問等ございましたら、御発言お願いいたします。いかがですか。

○稲生委員長代理 よろしいですか。平成23年度以降、この2つの事業、1者応札というのが続いていると悩ましいところです。同じ一般財団法人の労災サポートセンターが続いているという案件だということです。

いろいろと条件緩和というか、競争促進のための取り組みがなされている、これ自体は評価してよろしいのではないかと思いますし、小委員会でもいろいろと議論があったということで理解をしております。

若干わかりにくいところがありまして、参考資料、委員限りの資料で、例の契約状況等の推移という横長の表です。それぞれの労災ケアサポート事業の紙と、それから労災特別介護援護事業というものを並べてみると、平成25年度のところでは両事業ともに、下のほうですけれども、仕様書のところで一般管理費10%の導入となっているわけですが、平成26年度からの3年間については、ケアサポート事業については3年契約の導入というのが実現しているのですが、ここは10%のままということで理解しています。他方、もう1つの事業については、先ほどおっしゃっておられましたけれども、一般管理費率を15%に引き上げている。ここで差を設けて、より規模感、施設介護につきましての労災特別介護援護事業という2つ目の案件については、競争条件の改善を図ったということなのだと理解をしています。

そのような目で、資料3の1、先ほどまとめたペーパーがありましたけれども、これを拝見しておりますと、1. 本事業についての2つ目の丸の③のところを読みますと、要は過去に入札説明会へ参加した事業者、つまり落札をしている財団法人以外の者に対してのヒアリングの結果と理解していますけれども、収益を確保するには15%程度の一般管理費の比率が必要という意見をいただいているわけです。他方、これに対して改善点、その下にあるわけですが、4つございまして、ここには、どうやら一般管理費の比率15%にしたという形跡がないということで理解をしております。そうすると、ヒアリングの結果というものと、改善点への反映の状況は少し見えにくいのですが、どのような形で結果的には10%のままにするということであれば、その経緯というか、御事情をお聞かせいただければと思います。

○引頭委員長 尾花主査、お願いいたします。

○尾花委員 説明が不十分で申しわけございません。労災ケアサポート事業についても、今般15%に上げております。失礼いたしました。

○稲生委員長代理 わかりました。では、両事業とも15%にそろえたということですか。

○尾花委員 はい。漏れました。失礼いたしました。

○稲生委員長代理 要は、ヒアリングの結果を直で反映したような形、このように議論が進んで行ったということよろしいのですか。

○尾花委員 厚生労働省は、ヒアリングの結果をそのまま聞いたというわけではなく、外部有識者検討会等で内容を検討した上、本事業を魅力的にするためには、よりよく民間事業者にも参加してもらうためには、15%でやってみたいという決定だったと承っています。

○稲生委員長代理 わかりました。あえて15%の論拠を他に求めるとすると、たまたま資料3-2の実施要項(案)の、今回2ページで一緒にコピーしているので見にくいのですが、一番後ろの153ページ、少しページが見えにくいのですが、そこに従来の実施状況の情

報開示が小さい数字がわつとあるのですけれども、比率をたまたま先ほど計算していたら、一番左の平成25年度の管理費の比率が15.6%、それから平成26年度の合計、ちょうど真ん中ぐらいにあるのですけれども、これが13.2%、それから平成27年度が一番右端になりますが、これの管理費の比率が15.5%。ですから、ざっくりいうと15%ぐらいということですので、そのような意味では、たまたま財団法人が今やっているわけですが、実質的にも15%ぐらい、この辺にも論拠を求めたという理解でよろしいのですか。おそらくそうなのかと推測をしているのですが。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○稲生委員長代理 153ページの。

○事務局 御指摘のとおりでございます。

○稲生委員長代理 わかりました。

○引頭委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。栗原参事官。

○栗原参事官 少し補足させていただきます。一般管理費を含めて予定価格の積算に当たりましては、事業主体において実績などの情報を総合的に判断されているものでございます。市場化テストの趣旨も踏まえて、的確に手続を進めておられることと存じますが、この旨、改めて伝えてまいりたいと思います。

○引頭委員長 石堂委員。

○石堂委員 1者応札が続いているということと、財団法人が1者応札やっているということで、ある意味では、非常に攻撃を受けやすい事例のように思います。この一般財団法人労災サポートセンターというのは、いわばこのような業務をやるために厚労省も関与するような形で設立された財団なのですかということと、本件は結構金額が大きいわけで、この2つの案件が、その財団の全体の仕事のボリュームの中で何%くらいを占めているのか、この2点、もし、わかれば教えていただきたいと思います。

○引頭委員長 では、事務局からお願いいたします。

○事務局 設立の経緯等は、今即答することはできませんので、また後ほど調査して御連絡申し上げます。また、比率についても調査して御連絡申し上げます。

○石堂委員 特に比率は、この2つの案件で、例えばその財団の仕事の50%以上を占めているなどという、入札で負けたら財団の職員みんなどうするのだという話でもあって、非常に難しい点です。

競争性といっても、何かほんとうにやれるのかという感じになりかねない部分があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○引頭委員長 ありがとうございます。では、事務局から、お調べいただき、委員の先生方にも後でお伝えいただければと思います。

ほかにございますか。川島委員。

○川島委員 どうも御説明ありがとうございました。今回、入札参加グループによる入札

参加の設定ですとか、また、一般管理費を15%に引き上げるということで、いろいろ改善・工夫がされたことはよいことだと思っています。

ただし、過去2年間の状況を見ますと、そもそも説明会に参加されている方が1者しかないという状況ですので、ヒアリングをされた7者も含めて、改善点について、まずは積極的に発信をして、なるだけ多くの説明会参加者数を増やすことも重要だと思っています。

その点、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○引頭委員長 事務局からお願いします。

○事務局 御指摘のとおり、幅広く情報提供をして、多くの方に参加していただいて、競争性を改善するというのが我々の最終目的でございますので、今の先生の御指摘につきましては、実施省庁にお伝えしたいと考えております。

以上です。

○引頭委員長 ほかにございますか。

先ほど稲生委員長代理から御指摘ありましたが、委員限りのペーパーにおいて一般管理費の比率が、平成25年度は2つの事業とも10%でしたが、片方の規模が大きい事業に関しては15%の導入が既になされており、今回両事業ともに15%になったということなのですが、規模の大きいほうの事業に関しても、15%にしても、先ほど川島委員がおっしゃったように1者応札であり、説明会にも1者しか来ていないということで、必ずしも決め手になっていないようにも見受けられます。

そうした中で、尾花主査から先ほど御説明があったように、厚生労働省から、まずこうしたことをやってみたいというお申し出ということでございますので、当委員会としても今後の改善の様子を引き続き見守っていきたいと思っております。

よろしいですか。では、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました、労災関係の2件の実施要項（案）につきましては、監理委員会として異存はないということにいたします。

それでは、議事次第3と4に移らせていただきます。事業の評価（案）について1件、民間競争入札の入札結果等について1件をあわせて御審議いただきたいと思います。事業の評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づき、総務省が評価案を作成し、入札監理小委員会で審議を行いました。

また、民間競争入札の入札結果等についても、入札監理小委員会で審議を実施しております。

それでは、「産業財産権研究推進事業」の事業評価（案）について、及び「国有林の間伐等事業」の民間競争入札の入札結果等について、事務局より御説明お願いいたします。

○新井参事官 それでは、資料5それから資料6に基づきまして、それぞれ御説明をさせていただきます。まず資料5、これは産業財産権研究推進事業、特許庁の事業になります。こちらの評価につきまして御説明します。こちらは事業の内容、目的は知的財産制度、かなりグローバルなものになっておりますので、そういった国内外の研究者による研究を支

援しまして、研究者の輩出、あるいは研究者間のネットワーク構築、そしてそれを知的財産制度の設計に活用していくということが目的になっておりまして、これにつきましては3年計画で、1年目は研究者を募集・選定し、2年目で研究を実施した上で、3年目にその報告を行うということで、それぞれの業務の推進というところを委託で出すということでもあります。

右側にイメージがありますけれども、3つのパターンになっておりまして、1つは、特別研究者事業。これは国内の研究者を国内の研究機関に従事させる。2つ目が、国内の研究者を外国に派遣研究者事業となっています。それから3つ目、外国から研究者を招へいする事業、この3つのパターンを組み合わせながら実施をされております。

これにつきましては、26年度から公共サービス改革の対象ということになっておりますけれども、当初から1者というところになっておりました。評価に戻っていただきますと、1ページ目、事業概要は今申し上げましたところですが、その下、評価のところですが、2番目の質のところ。ここはそれぞれ項目としまして、何か特段の事故があったり、あるいは研究開始が遅延するといったところには問題はなかったですし、報告会の聴衆者に対するアンケート、ここで有益と得られる回答が70%以上といったところもクリアしております。回収率もクリアしております。

それから事業者からの改善提案も、研究活動について日報あるいは月単位、そういった進捗状況の報告を受けるということですか、それぞれの進捗管理に当たっていろいろなアドバイスや指導を行うといったところ、最終的にはアジアにおける国際機関のプロジェクトへの活用も進めたというような報告も得ているということです。

こういった質の確保の点は、クリアされているかと思います。

実施経費は、25年度に比較しまして増額にはなっておりますけれども、先ほどの対象者について、外国に派遣する方が1名増、それから招へいが2名増という状況ですので、1人当たりにしますと、ここは経費削減というところはいえるのではないかと思います。

まとめに参りまして、3ページですが、今、言いましたように、質の確保の面、経費の削減の面はある程度図られているというところかと思うのですが、それを受けまして5番、今後の方針ですが、これは1期目ということでしたけれども、1点目にありますように、業務改善指示などもなく、2番目にありますように、経済産業省におけるチェック体制は整っておろうかと思いますが、3点目の1者応札というところは競争性の課題があります。4点目の質の確保、5点目の経費の削減は先ほど申し上げたとおりですが、本来ですと、これにつきましては競争性の確保というところで、要件が満たされていないということになりますので、継続扱いということなのですが、実はこの事業につきましては、今、実施しております3年計画をもちまして一定の目的を達成したというところで、終了するというところで報告を受けておりまして、したがって、一応評価を行った上ではありますけれども、今回をもちまして公共サービス改革の対象というところは終了することになりますので、一応小委員会にも、その旨を御報告しまして、御了承いただい

ているということになっております。

ただ、これにつきましては、引き続きまだ3年ということで計画期間が残っておりますので、引き続き質の向上というところには努めていただくことは、最後に書かせていただいているということが、この評価の話になります。

続きまして、資料6ですけれども、こちらは国有林の間伐事業、3年計画でそれぞれ実施箇所を選定しまして、間伐あるいは路網の整備などを行うもので、これは各年度、この実施要項を委員会で御了承いただいた上で、林野庁において実施をしてきているものです。

今回の御報告ということになりますが、実施要項につきましては、1番を見ていただきますと、本年の2月に委員会で御了承いただきました実施要項に基づいて17カ所の全国森林管理局で入札が実施されました。このうちの九州森林管理局では3カ所を担当しておりますけれども、そのうちの大分西部森林管理署につきましては初回、再度と入札が2回ありましたけれども、残念ながら落札せず不調となっております。

一番後ろの3ページに入札の経過をつけておりますが、別紙1というところですが、3月10日に公告をして、5月に入札がなされましたが、応札1社、再入札1社というところでしたけれども、いずれも不落となっております。再度入札を行いましたけれども、このときには6月29日に2社応札はあったのですが、不落になり、直ちに再入札を行ったのですが、B社が辞退してA社1社による応札でしたけれども、これも不落に終わっております。その後、不落随契の協議をその時点で2社に対して行ったのですが、協議に至らず不調になったということです。

これについては、理由につきましては、間伐事業者からの聞き取りを4ページにつけておりますけれども、九州の大分西部森林管理署におきまして、市場化テスト3年間ということですので、入札時の見積もりを誤りますと、不採算事業を実施しなくてはいけなくなるというところがあります。今回の不落になった箇所なのですが、下にありますように、過去の大きな台風、15年前ではありますけれども、その被害地が含まれているということになっておりまして、この部分につきましては集造材のコストがかかって割増になってしまうというところが出てくるので、採算面からそこをとどまらざるを得なかったということが確認されております。

1ページ戻らせていただきまして、2の①が今申し上げました点です。これを受けまして、②なのですけれども、九州のこの地区では大きく分けると3地区に分かれまして、次の2ページについておりますが、野上平家山国有林ほか、それから中州国有林地区、こちらは台風被害はなかったところなのですが、一番下の扇山国有林地区が台風被害箇所を含んでいる箇所でありました。このうち、台風被害を含んでいるところを、今回切り分けまして、公共サービス改革法の対象からは外した上で、1年間の契約として行う、また、残りの2箇所は公共サービス改革の対象として、来年から2年間で行うという対応にしたというのが本件になっております。

今申し上げましたように、そういった林野庁からの報告を受けておりますが、小委でも、

切り分けて1カ所1年の契約でやるということなのですが、これについてもさらに不調になるということが懸念されるが、大丈夫かという御確認がありましたけれども、一応1年にするというものでありまして、そうしますとある程度事業規模も小さくなりますので、予定価格の上積みということはできるということ、それから、対象事業者も、1年ということであるとある程度小規模な方々も入って来得るだろうという見通しを林野庁サイドでは持っていることを確認をしております、以上の報告を受けまして、3番にありますように、小委としてはその箇所について受託可能な対象区域、業務内容の見直しをして早期入札を実施するというを御了承いただいております。

ただ、今後、今回の入札結果を踏まえまして、事業に適した実施箇所の選定、それから、より多くの民間事業者を受け入れやすい事業量の設定、十分なPRに取り組むというところは林野庁に求めていくということを確認いただいております。

私からは以上です。

○引頭委員長 新井参事官、ありがとうございました。

ただいま御説明ありました内容について、御意見、御質問等ございましたら、御発言お願いいたします。いかがですか。

よろしいですか。私から1点だけ質問があります。最初の産業財産権研究推進事業についてですが、結論的には、この事業が平成28年6月事業年度で終了することから、法の対象から外れるということですが、やっぺいらっしゃる事業自体は、今、日本が取り組んでいる知財強化戦略の一環と理解しております。ちなみに、これに代わるような事業が今後どのようなものになるのかについて、特許庁等から何か話があったのであれば少し教えてください。

○新井参事官 今回終了ということですので、例えば、ほんとうに一部類似の変更があれば、むしろ引き続き見ていく必要があるのではないかとこの観点でも伺ったのですが、こういった手法での研究者の育成といった形の事業としては、一応目的は達成したという整理になっているということで、こういった形では終了と伺っております。

○引頭委員長 わかりました。ありがとうございました。

では、よろしいですか。それでは、「産業財産権研究推進事業」の事業評価（案）及び「国有林の間伐等事業」の民間競争入札の入札結果等につきまして、監理委員会として異存はないということで、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、監理委員会として異存はないということにいたします。

それでは、議事次第5に移ります。「第34回公物管理等分科会 審議結果」について事務局より御説明お願いいたします。

○栗原参事官 公物等分科会の審議結果について御説明いたします。資料7でございます。本件は、平成23年度から民間競争入札を航空自衛隊について実施し、これについては既に終了プロセスに入っております。それに関連しまして、平成28年度中に民間競争入札の実

施を検討し結論を得るということで、ここでは陸上自衛隊と海上自衛隊の事務用品調達についての御議論、御審議がございました。

平成26年の1月と5月にヒアリングを実施しておりますけれども、この際に課題となっておりました、両自衛隊の少額随意契約を減らすための取り組み等について防衛省から説明を受け、委員から以下のような質問、意見が寄せられました。

(1)、単価契約の拡大、オープンカウンター方式の導入、(2)、地元業者との関係、(3)、地元調達の割合の推移や少額随意契約の縮小に取り組んでみての影響、(4)、海上自衛隊で導入しておりますオープンカウンター方式の試行の状況、(5)、目標を設定しておりますけれども、少額随意契約の削減の目標についての両自衛隊の状況でございます。(5)につきましましては、24年度と27年度を比較して、海上自衛隊につきましましては目標を達成しております。陸上自衛隊についても金額では既に達成しており、件数についても取り組みを続けていけば改善が期待されるという状況に至っております。

裏面を御覧になっていただきますと、ヒアリングを受けた実施府省の対応ということで、今後さらに少額随意契約を減らすための各種取り組みを引き続き推進していくということでございます。

ヒアリングの結果でございますが、両自衛隊における事務用品の調達について、少額随意契約を減らす取り組みについて、一定の成果を確認できた。このため、民間競争入札は実施せず、防衛省において今後も取り組みを推進することとする。別表からは削除する。ただし、陸上自衛隊につきましましては、先ほどのとおり未達成の部分もございますので、平成28年度の取り組み状況や検討状況、特にオープンカウンター方式の導入等の検討状況につきましまして、平成29年5月を目途に事務局を通じ報告するという結果でございました。

以上でございます。

○引頭委員長 栗原参事官、ありがとうございました。

ただいま御説明ありました内容について、御意見、御質問等ございましたら、御発言お願いいたします。いかがですか。

井熊委員。

○井熊委員 私から1点だけ追加させていただきます。今、事務局から説明があったとおりなのですが、この案件は何度も委員会で議論しておりまして、航空自衛隊からいろいろ改善を図ってきたと。私はこの議論に当初から加わっておりまして、航空自衛隊、それから海上自衛隊、陸上自衛隊の間でいろいろ考え方とか取り組み方法に壁があるというところに大変大きな問題があると思っておりました。

そういった意味では、陸上自衛隊、海上自衛隊で効果があったものは、ほかの自衛隊でも取り組んでいこうという、自衛隊同士の間での壁が大分なくなってきた。それが全体として改善していこうという方向が出てきたのではないかというようなことが確認できたと思っておりました。

今回、陸上自衛隊におきましては、今、説明がありましたように、24年から27年に対し

て少額随契を件数と金額で半減するという目標を立てたわけなのですが、件数において陸上自衛隊が未達成だったのですが、取り組みの状況を聞いておりますと、各自衛隊の間の壁を取り払って改善をしていくというような方向が随分顕著になってきたのかなと考えまして、大分考えたのですが、これは独自に取り組んでいただくという方向でよろしいのではないかというような判断をした次第でございます。

以上、追加でございました。

○引頭委員長 ありがとうございます。今、井熊委員がおっしゃった、陸上自衛隊についても金額については達成できていたという理解でよろしいですね。

○井熊委員 いいです。

○引頭委員長 では、ほかにございますか。

では、よろしいですか。本件につきましては、次年度の公共サービス改革基本方針別表からは削除することといたします。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。